

# 田園調布学園大学 研究活動における不正防止等に関する要綱

## 第1章 総 則

(目的)

**第1条** この要綱は、田園調布学園大学における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における適正な対応につき必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 「研究不正」とは、研究の立案、計画、実施及び成果の取りまとめの過程においてなされる次に掲げる行為をいう。ただし、根拠が示され、故意でないと明らかにされたものについてはこの限りでない。

ア 研究活動上のデータ、研究結果等のねつ造、改ざん又は盗用

イ アに掲げる行為に係る証拠隠滅又は立証妨害

ウ 同じ研究成果を報告した論文原稿を複数の研究誌に投稿する等の重複発表、論文著作者が適正に公表されないオーサーシップ等の不適切な取扱い

エ その他アからウに類する行為

(2) 前号の用語については、次に掲げるとおりとする。

ア 「ねつ造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること

イ 「改ざん」とは、研究資料、機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

ウ 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

(3) 「研究者等」とは、本学において研究活動に従事している全ての者をいう。

(研究者等の責務)

**第3条** 研究者等は、田園調布学園大学コンプライアンス規程第5条に規定する教職員の責務を強く意識するとともに、次の各号に掲げる事項を研究活動の行動基準として遵守し、研究活動を行わなければならない。

(1) 研究不正を行わないこと

(2) 研究不正に荷担しないこと

(3) 他者に対して研究不正をさせないこと

2 研究者等は、大学が実施する研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。

## 第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

**第4条** 本学の研究活動の不正防止等にかかる最高管理責任者を学長とする。

2 最高管理責任者は、研究活動の不正防止に努めるとともに、それらを実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(統括管理責任者)

**第5条** 本学に、最高管理責任者を補佐し、研究活動の不正防止に関する業務を統括させるため、統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、研究活動の不正防止に関する組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき大学全体の具体的な対策を策定して実施するとともに、その状況を最高管理責任者に報告するものとする。

3 統括管理責任者は、副学長をもって充てる。

(研究活動の不正防止の責任者)

**第6条** 各学部及び研究科に、研究活動の不正防止等に関し指揮監督等を行わせるため、研究活動の不正防止の責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

2 推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、自己の指導又は管理監督する部局における研究活動の不正防止の対策を実施するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告するものとする。

3 推進責任者は、各学部及び研究科の長をもって充てる。

## 第3章 研究活動の不正防止活動

(教育及び研修)

**第7条** 統括管理責任者は、研究活動の不正を防止する観点から、教職員に対し、研究不正の防止の重要性に関する認識を高め、遵守すべき事項の理解を増進するために必要な教育及び研修に関する全学的な体制を確立するよう努めなければならない。

2 統括管理責任者は、前項の職責を遂行するため、不正の防止に係る教育及び研修の状況を把握し、推進責任者等に対し必要な指示その他の措置をとるものとする。

## 第4章 研究活動の不正事案への対応

(研究活動の不正告発・相談窓口)

**第8条** 本学に、教職員等からの研究活動の不正事案に係る告発又は相談（以下「研究不正に係る告発」という。）への対応を行うため総務・経理課に研究不正告発・相談窓口（以下「告発・相談窓口」という。）を置く。

- 2 前項の告発・相談窓口に、研究不正に係る告発の適切な管理を行うため、総務・経理課に告発・相談受付管理者（以下「管理者」という。）を置き、総務・経理課長をもって充てる。
- 3 研究不正に係る告発は、管理者にメール、電話、窓口における面談にて受け付ける。
- 4 管理者は、研究不正に係る告発についての事前及び事後の相談に応じることができる。  
（研究不正に係る告発）

**第9条** 研究者等に次の各号のいずれかに該当する行為又はその可能性があると思料するときは、教職員は告発・相談窓口に通報し、その内容を告発するものとする。

- (1) 研究不正、又は研究不正となるおそれのある行為
  - (2) 研究不正への荷担、又は研究不正へ荷担しようとする行為
  - (3) 研究不正をさせる行為、又は研究不正をさせようとする行為
  - (4) 前号に掲げるもののほか、研究不正となるおそれのある行為
- 2 研究不正に係る告発を行う者（以下「告発者」という。）は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく告発を行うものとし、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。
  - 3 研究不正に係る告発は、本学の教職員以外の者からも受けることができる。  
（統括管理責任者及び管理者の責務）

**第10条** 管理者は、前条に規定する研究不正に係る告発を受けたときは、最高管理責任者及び統括管理責任者へ報告するものとする。

- 2 統括管理責任者及び管理者は、告発した者の氏名を他の者に漏らしてはならない。ただし、研究不正に係る告発の内容が前条の規定に違反していると認めた場合又は告発した者の同意を得た場合は、この限りでない。  
（研究不正告発の受理等）

**第11条** 統括管理責任者は、前条第1項に規定する研究不正に係る告発の報告を受けたときは、その受理又は不受理を10日以内に決定し、その結果を告発した者に通知（匿名による研究不正に係る告発の場合を除く。）するものとする。

（調査）

**第12条** 統括管理責任者は、第11条により研究不正に係る告発の受理を決定した場合又は相当の信用性のある情報に基づき、研究者等に研究不正があると疑われる場合は、当該不正行為等の有無等について速やかに調査し、又は当該事案を所掌する推進責任者等に調査を命ずるものとする。

- 2 前項の調査を行う場合にあつては、外部識者等の第三者を半数以上含む調査委員会を設置するものとする。第三者の調査委員は、本学及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会は、調査に支障のない範囲で調査委員の構成について、告発者及び被告発者に対して通知し、異議があれば7日以内に申し出なければならない。

4 調査委員会は、調査を行うことが決定してから 15 日以内に調査を着手し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度等について認定する。また、調査を開始したことを、その事案に係る配分機関及び所管省庁に報告しなければならない。

5 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 60 日以内に調査した結果をまとめ、統括管理責任者へ報告するものとする。

(調査への協力義務)

**第 13 条** 前条の調査を行う場合にあっては、関係者に対し必要な資料の提出を求め、若しくは説明又は意見を聴くことができる。

2 教職員は、前条の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

(研究不正への調査に当たっての適切な配慮)

**第 14 条** 統括管理責任者及び推進責任者等は、本学における研究不正事案への対応に当たって、次の各号に関する十分な配慮がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

(1) 告発者又は当該研究不正に係る調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。

(2) 当該研究不正事案に係る調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。

(3) 当該研究不正事案に係る調査の客観性及び公正性を確保すること。

(4) 当該研究不正事案に係る調査内容について、調査結果の公表まで調査関係者以外に漏えいしないようにすること。

(最高管理責任者への報告)

**第 15 条** 統括管理責任者は、前条の調査の結果を最高管理責任者に報告するものとする。

2 統括管理責任者は、前項の報告を行う際、研究不正又はその可能性を認めた理由若しくは研究不正がないと認めた理由を明らかにして行うものとする。

3 統括管理責任者は、第 1 項の報告を行う場合、次条第 1 項に規定する最高管理責任者が行う措置について意見を述べることができる。

(最高管理責任者が行う措置)

**第 16 条** 最高管理責任者は、前条第 1 項に規定する統括管理責任者の報告を受けたときは、必要に応じ研究活動を停止し、又は正常な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のための措置を講じなければならない。

2 最高管理責任者は、調査等の結果、研究不正が明らかになった場合には、被告発者に対し、研究活動上の不正行為が行われたことを通知し、本学規則等に基づく懲戒処分等の措置を講ずるものとする。

(不服申立て)

**第 17 条** 研究活動上の不正行為が行われたものと通知された被告発者は、通知を受けた日

から起算して7日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、前項の例により、不服申立てをすることができる。
- 3 不服申し立てがあった場合、不服申立ての審査は調査委員会が行う。また、不服申し立てがあったことを、その事案に係る配分機関及び所管省庁に報告しなければならない。不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員会は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせることとする。
- 4 不服申立ての審査の結果、調査委員会により再調査と認定された場合は、15日以内に再調査に着手しなければならない。
- 5 前号の不服申し立ての審査の結果及び再調査の調査結果をその事案に係る配分機関及び所管省庁に報告しなければならない。

（通知）

**第18条** 統括管理責任者は、告発者（匿名による研究不正告発の場合を除く。）に対して、調査結果及び是正結果について、被告告発者のプライバシーに配慮しつつ遅滞なく書面により通知しなければならない。

（報告の履行）

**第19条** 研究不正に係る告発の事案については、適切に所管省庁等へ報告するとともに、調査等の結果、研究不正が明らかになった場合には、当該事案の社会的な影響を踏まえ、適切な方法により当該不正行為の内容、調査結果などを公表するものとする。

## 第5章 補 則

（委任）

**第20条** 本要綱に定めるもののほか、施行に際し必要な事項は学長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。